

日本国内閣府とシンガポール共和国デジタル開発・情報省との間の 量子科学技術及びイノベーションに関する協力覚書

日本国内閣府（以下「内閣府」という。）及びシンガポール共和国デジタル開発・情報省（以下「MDDI」という。）（個別には「当事者」、総称して「当事者ら」という。）は、

- 日本及びシンガポールの双方が量子科学技術分野のリーダーであり、学術界・産業界・政府の連携を通じて、科学技術・イノベーション分野において強固かつ多様な関係を維持していることを認識し、
- 2002年1月13日にシンガポールで署名された「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」の下での科学技術分野の協力を踏まえ、
- 透明性、説明責任、知的財産権の保護、ルールに基づく国際秩序の維持へのコミットメントといった共通の原則に根ざした、志を同じくするパートナー間の協力が、公平な研究環境の醸成及び両国の専門知識の相乗的活用に不可欠であることを認識し、
- 量子科学技術が、世界最高性能のスーパーコンピュータでも対応困難な課題に取り組む量子コンピューティング、さらにはライフサイエンス、物流、金融、グリーントランジション等の分野に変革をもたらし得る量子通信及び量子センシングといった革新的技術の発展を可能にすることを確認し、
- 今後数年が新興量子産業の成長にとって極めて重要であることに留意し、

以下の相互認識に到達した。

第1項 目的

本協力覚書（以下「本覚書」という。）を通じて、当事者らは、両国それぞれの研究・イノベーションコミュニティ間の協力を一層促進し、研究開発の加速、イノベーションの推進、ならびに量子分野全体の成長を、信頼性の高い国際的エコシ

システム及び強靭なサプライチェーンの構築に向けて前進させるための取組を支援する意図を有する。

第2項 協力の形態

1. 当事者らは、各当事者の国の法令・規則・政策に従い、以下の分野における協力を共同で推進することに努める。

- a) **量子研究及びイノベーションに関する対話**：基礎研究から応用研究・イノベーションに至るまで、関連する研究機関やハブを通じて日・シンガポール間の対話を促進し、ベストプラクティスの共有及び将来の学術連携の機会（量子コンピューティング、量子通信、量子センシングを含むが、これらに限られない）の特定を図る。
- b) **学術界と民間部門の連携**：量子分野における協力の可能性を探るための代表団の派遣等を通じて、両国の学術界と民間部門の関与を促進する。
- c) **教育・交流・人材・スキル**：量子エコシステム及び人材基盤の継続的発展に必要なスキルと人材の育成を目的として、研究段階及び実習（アプレンティスシップ）段階の双方における教育・交流の機会を模索する。
- d) **安全保障政策対話**：量子技術が社会的レジリエンス及び両国の国家・経済安全保障に与える影響を踏まえ、政策対話をを行う。
- e) **標準化及びガバナンス**：量子科学に関するセキュリティ及びガバナンスの政策課題について、信頼性の高い国際研究コミュニティの構築、量子技術の責任ある利活用、研究セキュリティ、投資審査、レジリエンス、並びに標準化を含む二国間・多国間の議論の機会を創出する。具体的には、国際標準化プラットフォームを通じた標準化活動や、量子標準の優先事項に関する協調を進め、日本とシンガポール間の相互運用性を支える。
- f) **インフラ・試験施設・ミッション**：先端材料研究、ユースケース開発、技術実証、検証及び成熟化の強化を目的とし、研究インフラ及び試験施設の共同利用の機会を検討する。

- g) **商業化・ユースケース・スケールアップ**：両国の学術界、量子関連企業及びエンドユーザー企業間の連携強化を通じて、量子技術の商業化及びユースケース開発を加速し、関連プラットフォームでの実証プロジェクトの発信を図る。
 - h) **民間資金・産業コンソーシアム・機関投資家**：ベンチャーキャピタルを含む機関投資家や産業コンソーシアムとの連携を通じて、量子分野への民間資金及び投資の拡大を促進するとともに、関連するプラットフォームを活用して量子スタートアップに関する協力の強化及び民間投資の呼び込みを図る。
2. 当事者らは、本覚書に基づく取組が、日本及びシンガポールの様々な自律的機関及び団体によって、当事者らと連携しつつ企画及び実施され得ることを認識する。

第3項 拘束力を有しない性質

本覚書は、当事者らの意向を記録することのみを目的としており、国内法または国際法の下で、明示的または默示的、直接的または間接的に、いずれの当事者に対しても法的に強制可能な権利または拘束的義務を生じさせることを意図するものではない。

第4項 相違の解決

本覚書に関する事項の解釈、実施または適用に起因し、または関連して生じる一切の相違は、第三者、裁判所、仲裁機関、組織その他のフォーラムを参照することなく、当事者らの誠意ある協議・交渉を通じ、相互尊重に基づき、円満に解決する。

第5項 開始、期間及び終了

1. 本覚書は、当事者らによる署名の日から効力を生じ、本項の規定に従って終了しない限り無期限に継続する。

2. いずれの当事者も、他の当事者に対し、少なくとも 6 か月前に書面によりその意向を通知することにより、いつでも本覚書を終了することができる。
3. 本覚書の終了は、進行中の協力活動、または本覚書の下で過去に行われた活動の有効性・期間・完了に影響を与えるものではない。ただし、当事者らが書面により別途合意した場合はこの限りではない。

本覚書は、2026年1月9日、シンガポールにおいて、英語により2通作成された。

日本国内閣府を代表して

シンガポール共和国デジタル開発・情報
省を代表して

小野田 紀美

特命担当大臣（科学技術政策担当）

Josephine TEO

デジタル開発・情報大臣